

議案第 9 1 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

町職員の給与改定等をする必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 1 2 . 5」に、「1 0 0 分の 5 2 . 5」を「1 0 0 分の 5 5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	147,800 円	231,400 円
	2	148,300	233,300
	3	148,800	235,000
	4	149,300	236,800
	5	149,800	238,500
	6	150,300	240,100
	7	150,800	241,600
	8	151,400	243,100
	9	152,000	244,500
	10	152,500	246,000
	11	153,200	247,500
	12	153,800	249,000
	13	154,400	250,500
	14	155,100	252,000
	15	155,900	253,500
	16	156,700	255,000
	17	157,500	256,400
	18	158,500	257,900
	19	159,600	259,400
	20	160,700	260,900
	21	161,800	262,400
	22	162,900	263,900
	23	164,000	265,400
	24	165,100	266,900
	25	166,200	268,400
	26	167,500	269,900
	27	168,900	271,400
	28	170,300	272,900
	29	171,700	274,400
	30	173,200	276,000
	31	174,700	277,500
	32	176,200	278,900
	33	177,800	280,400
	34	179,300	281,900
	35	180,900	283,200
	36	182,500	284,600
	37	184,100	285,900

38	185,600	287,300
39	187,200	288,700
40	188,800	289,900
41	190,300	291,200
42	191,700	292,400
43	193,100	293,600
44	194,500	294,700
45	195,800	295,800
46	196,900	296,800
47	198,000	297,800
48	199,100	298,800
49	200,100	299,800
50	201,100	300,800
51	202,100	301,700
52	203,000	302,600
53	204,000	303,500
54	205,100	304,400
55	206,200	305,300
56	207,400	306,100
57	208,700	306,900
58	209,900	307,700
59	211,200	308,500
60	212,500	309,300
61	213,800	310,100
62	215,100	310,700
63	216,400	311,300
64	217,700	311,900
65	218,900	312,500
66	220,200	313,100
67	221,500	313,700
68	222,800	314,300
69	224,000	314,800
70	225,300	315,400
71	226,600	315,900
72	227,900	316,400
73	229,200	316,900
74	230,500	317,400
75	231,800	317,900
76	233,100	318,400
77	234,400	318,800
78	235,600	319,300
79	236,900	319,700
80	238,200	320,100
81	239,400	320,500

82	240,700	320,900
83	242,000	321,300
84	243,200	321,600
85	244,500	321,900
86	245,800	322,300
87	247,100	322,700
88	248,400	323,000
89	249,600	323,300
90	250,900	323,700
91	252,200	324,000
92	253,500	324,300
93	254,800	324,600
94	256,100	325,000
95	257,300	325,300
96	258,500	325,600
97	259,600	325,900
98	260,800	326,300
99	262,000	326,600
100	263,100	326,900
101	264,100	327,100
102	265,200	327,400
103	266,300	327,700
104	267,400	328,000
105	268,400	328,300
106	269,400	328,700
107	270,400	329,000
108	271,400	329,200
109	272,400	329,500
110	273,400	329,800
111	274,400	330,100
112	275,100	330,400
113	276,000	330,700
114	276,800	331,000
115	277,600	331,300
116	278,400	331,600
117	279,100	331,900
118	279,700	332,200
119	280,300	332,500
120	280,800	332,800
121	281,300	333,100
122	281,800	333,400
123	282,200	333,700
124	282,600	334,000
125	283,000	334,300

126	283,400	334,600
127	283,800	334,900
128	284,200	335,200
129	284,500	335,500
130	284,900	335,800
131	285,300	336,100
132	285,700	336,400
133	286,000	336,700
134	286,300	337,000
135	286,600	337,300
136	286,900	337,600
137	287,200	337,900
138	287,500	338,200
139	287,800	338,500
140	288,100	338,800
141	288,400	339,100
142	288,700	339,400
143	289,000	339,700
144	289,300	340,000
145	289,600	340,300
146	289,800	340,600
147	290,100	340,900
148	290,400	341,200
149	290,700	341,500
150	291,000	341,800
151	291,300	342,100
152	291,600	342,400
153	291,900	342,700
154	292,200	343,000
155	292,500	343,300
156	292,800	343,600
157	293,100	343,900
158	293,400	344,200
159	293,700	344,500
160	294,000	344,800
161	294,300	345,100
162	294,600	345,400
163	294,900	345,700
164	295,200	346,000
165	295,500	346,300
166	295,800	346,600
167	296,100	346,900
168	296,400	347,200
169	296,700	347,500

170	297,000	347,800
171	297,300	348,100
172	297,600	348,400
173	297,900	348,700
174	298,200	349,000
175	298,500	349,300
176	298,800	349,600
177	299,100	349,900
178	299,400	350,200
179	299,700	350,500
180	300,000	350,800
181	300,300	351,100
182	300,600	351,400
183	300,900	351,700
184	301,200	352,000
185	301,500	352,300
186	301,800	352,600
187	302,100	352,900
188	302,400	353,200
189	302,700	353,500
190	303,000	353,800
191	303,300	354,100
192	303,600	354,400
193	303,900	354,700
194	304,200	355,000
195	304,500	355,300
196	304,800	355,600
197	305,100	355,900
198	305,400	356,200
199	305,700	356,500
200	306,000	356,800
201	306,300	357,100
202	306,600	357,400
203	306,900	357,700
204	307,200	358,000
205	307,500	358,300
206	307,800	358,600
207	308,100	358,900
208	308,400	359,200
209	308,700	359,500
210	309,000	359,800
211	309,300	360,100
212	309,600	360,400
213	309,900	360,700

214	310,200	361,000
215	310,500	361,300
216	310,800	361,600
217	311,100	361,900
218	311,400	362,200
219	311,700	362,500
220	312,000	362,800
221	312,300	363,100
222	312,600	363,400
223	312,900	363,700
224	313,200	364,000
225	313,500	364,300
226	313,800	—
227	314,100	—
228	314,400	—
229	314,700	—
230	315,000	—
231	315,300	—
232	315,600	—
233	315,900	—
234	316,200	—
235	316,500	—
236	316,800	—
237	317,100	—
238	317,400	—
239	317,700	—
240	318,000	—
241	318,300	—
242	318,600	—
243	318,900	—
244	319,200	—
245	319,500	—
246	319,800	—
247	320,100	—
248	320,400	—
249	320,700	—
250	321,000	—
251	321,300	—
252	321,600	—
253	321,900	—
254	322,200	—
255	322,500	—
256	322,800	—
257	323,100	—

	258	323,400	—
	259	323,700	—
	260	324,000	—
	261	324,300	—
定年前再任用短時間勤務職員		208,600	222,900

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第2項及び第3項並びに次項の規定は令和5年12月1日から、別表第1及び別表第2の規定は同年4月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和5年12月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与及び勤勉手当の内払)

- 3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による給与及び勤勉手当の内払とみなす。

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第16条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額(給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下この項において同じ。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>」とあるのは「6月に支給する場合においては<u>100分の55</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第18条から第23条 略</p> <p>別表第1 略 別表第2 略</p>	<p>第1条から第16条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額(給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下この項において同じ。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の107.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては<u>100分の107.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の107.5</u>」とあるのは「6月に支給する場合においては<u>100分の52.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>第18条から第23条 略</p> <p>別表第1 略 別表第2 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第17条第2項及び第3項並びに次項の規定は令和5年12月1日から、別表第1及び別表第2の規定は同年4月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

2 令和5年12月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与及び勤勉手当の内払)

3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による給与及び勤勉手当の内払とみなす。